

施工不備が原因で看板落下

Aストア駐車車両と通行人が被害にあった
または

Aストアオーナー車両と
Aストア従業員が被害にあった



看板を元通りにしてほしい



ケガに関する賠償をしてほしい



車を元通りにしてほしい



※当社が加入している保険にて、補償させていただきます。

台風が原因で看板落下

A ストア駐車車両と通行人が被害にあった
または

A ストアオーナー車両と
A ストア従業員が被害にあった



A. 看板を元通りにしてほしい



B. ケガに関する賠償をしてほしい



C. 車を元通りにしてほしい



※当社が加入している保険では適応外になります。

A. の看板被害については火災保険が適用される場合がございます。

B. C. の看板被害については第三者賠償が適応になる場合があります。

詳しくは、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。